

## 実施方針の変更及び修正（新旧対照表）

令和5年12月28日

令和5年10月17日に公表した「沼津市新中間処理施設整備運営事業」の実施方針を次のとおり変更及び修正する。

No.	頁	項目	修正後	修正前
1	3	用語の定義 建設JV	本件工事について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。構成企業のうち代表企業が代表となる共同企業体とする。共同企業体を構成する企業の数、共同施工方式とする場合は5者を上限とし、分担施工方式の場合は代表企業と土建JVの2者、又は代表企業、設計JV及び土建JVの3者とする。	本件工事について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。構成企業のうち代表企業が代表となる共同企業体とする。共同企業体を構成する企業の数、共同施工方式とする場合は5者を上限とし、分担施工方式の場合は代表企業と土建JVの2者とする。
2	3	用語の定義 設計JV	建設JVを分担施工方式とし、建築物等の設計を2者の構成企業で共同して担当する場合に設立する共同企業体をいう。	
3	4	用語の定義 土建JV	建設JVを分担施工方式とする場合に結成する共同企業体をいう。共同企業体を構成する企業数は、共同施工方式とする場合は4者を上限とし、分担施工方式の場合は設計JVと施工JVの2者とする。	建設JVを分担施工方式とする場合に結成する共同企業体をいう。共同企業体を構成する企業数は、4者を上限とする。
4	4	用語の定義 施工JV	土建JVを分担施工方式とする場合に結成する共同企業体をいう。共同企業体の形式は共同施工方式とし、共同企業体を構成する企業数は4者を上限とする。	

No.	頁	項目	修正後	修正前
5	4	用語の定義 JV構成員	共同企業体（建設JV、 <b>設計JV</b> 、土建JV、 <b>施工JV</b> 及び運営JV）を構成する企業をいう。	<u>各</u> 共同企業体（建設JV、土建JV及び運営JV）を構成する企業をいう。
6	4	用語の定義 建設工事要求水準書	本件工事に関する要求水準書である「 <b>沼津市</b> 新中間処理施設整備運営事業 建設工事要求水準書」をいう。	本件工事に関する要求水準書である「新中間処理施設整備運営事業 建設工事要求水準書」をいう。
7	4	用語の定義 運営管理業務要求水準書	本件工事に関する要求水準書である「 <b>沼津市</b> 新中間処理施設整備運営事業 運営管理業務要求水準書」をいう。	本件工事に関する要求水準書である「新中間処理施設整備運営事業 運営管理業務要求水準書」をいう。
8	4	用語の定義 要求水準	<b>(削除)</b>	<b>要求水準書等に規定される、本件施設が備えるべき性能及び機能をいう。</b>

No.	頁	項目	修正後		修正前	
			日 程 (予定)	内 容	日 程 (予定)	内 容
9	12	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>2 民間事業者の募集、選定及び契約までの手順及びスケジュール (予定)</p> <p>表1 本件事業における事業者の募集及び選定スケジュール (予定)</p>	令和5年10月17日(火)	実施方針、要求水準書(案)の公表	令和5年10月17日(火)	実施方針、要求水準書(案)の公表
			令和5年10月17日(火) ～ 令和5年11月6日(月)	実施方針、要求水準書(案)に関する質問・意見の受付	令和5年10月17日(火) ～ 令和5年11月6日(月)	実施方針、要求水準書(案)に関する質問・意見の受付
			令和5年11月27日(月)	実施方針に関する質問・意見への回答	令和5年11月27日(月)	実施方針に関する質問・意見への回答
			令和6年1月中旬	特定事業の選定及び公表	令和6年1月中旬	特定事業の選定及び公表
			令和6年4月上旬	入札公告、募集要項の公表	令和6年4月上旬	入札公告、募集要項の公表
			令和6年4月中旬	第1回質問書(入札参加資格に関する質問)の受付	令和6年4月中旬	第1回質問書(入札参加資格に関する質問)の受付
			令和6年4月下旬	第1回質問回答書(入札参加資格に関する質問回答)の公表	令和6年4月下旬	第1回質問回答書(入札参加資格に関する質問回答)の公表
			令和6年5月上旬	入札参加申込書及び同添付資料の受付	令和6年5月上旬	入札参加申込書及び同添付資料の受付
			令和6年5月下旬	入札参加申込書及び同添付資料の確認	令和6年5月下旬	入札参加申込書及び同添付資料の確認
			令和6年6月上旬	<u>対面対話の開催(希望する場合は現場見学も可)</u>	令和6年6月上旬	<u>現場見学会の開催</u>
			令和6年6月中旬	第2回質問書(技術提案等に関する質問)の受付	令和6年6月中旬	第2回質問書(技術提案等に関する質問)の受付
			令和6年6月下旬	第2回質問回答書(技術提案等に関する質問回答)の公表	令和6年6月下旬	第2回質問回答書(技術提案等に関する質問回答)の公表
			令和6年8月下旬	技術提案書・入札書の受付	令和6年7月上旬	<u>対面対話の開催</u>
			令和6年10月中旬	確認依頼事項の通知(明瞭化作業)	令和6年8月下旬	技術提案書・入札書の受付
			令和6年11月上旬	確認事項回答資料の提出	令和6年10月中旬	確認依頼事項の通知(明瞭化作業)
			令和6年12月下旬	提案書ヒアリング(プレゼンテーション)	令和6年11月上旬	確認事項回答資料の提出
			令和6年12月下旬	開札	令和6年12月下旬	提案書ヒアリング(プレゼンテーション)
			令和7年1月下旬	落札者の決定	令和6年12月下旬	開札
			令和7年2月上旬	基本協定の締結	令和7年1月下旬	落札者の決定
			令和7年3月下旬	特定事業契約の締結(仮契約)	令和7年2月上旬	基本協定の締結
令和7年6月中旬	特定事業契約の締結(本契約)	令和7年3月下旬	特定事業契約の締結(仮契約)			
			令和7年6月中旬	特定事業契約の締結(本契約)		
10	14- 15	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4 入札参加者の備えるべき参加要件</p> <p>(1) 入札参加者の構成等</p>	入札参加者の構成等は次のとおりとする。	入札参加者の構成等は次のとおりとする。		
			<p>①～② (略)</p> <p>③ 構成企業の企業数の上限は7者とする。構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 構成企業は、後記4-(2)及び4-(3)に定める入札参加資格要件を満たすものとする。</p> <p>⑥ 設計施工事業者は、代表企業を代表者とする共同</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 構成企業の企業数の上限は6者とする。構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 建築物等設計企業については、プラント設計施工企業又は建築物等施工企業のいずれかが兼任しなければならない。</p> <p>⑥ 構成企業は、後記4-(2)及び4-(3)に定める入札参加資格要件を満たすものとする。</p> <p>⑦ 設計施工事業者は、代表企業を代表者とする共同</p>		

No.	頁	項目	修正後	修正前
			<p>企業体（建設JV）とする。また、建設JVの方式については、共同施工方式と分担施工方式のいずれを採用するかを選択については、入札参加者の自由とする。なお、共同企業体の設立にあたっては次の要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 設計JVを設立しない場合</p> <p>ア) 共同施工方式の場合、JV構成員数の上限は5者とし、代表企業の出資割合は共同企業体のJV構成員中最大であること。</p> <p>イ) 分担施工方式の場合は、代表企業と土建JVの2者で構成される共同企業体とする。この場合、土建JVは、後記4-(3)-③に定める建築物等施工企業1と建築物等施工企業2による共同施工方式の共同企業体とし、建築物等施工企業1の出資割合は、共同企業体のJV構成員中最大であること。</p> <p>イ 設計JVを設立する場合</p> <p>ア) プラント設計施工企業が設計JVのJV構成員となる場合は、代表企業、設計JV、土建JVの3者で構成される分担施工方式の共同企業体とする。この場合、設計JVは後記⑦-ア、土建JVは前記ア-イ)後段による。</p> <p>イ) 建築物等施工企業1が設計JVのJV構成員となる場合は、代表企業、土建JVの</p>	<p>企業体（建設JV）とする。また、建設JVの方式については、共同施工方式と分担施工方式のいずれを採用するかを選択については、入札参加者の自由とする。なお、共同企業体の設立にあたっては次の要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 共同施工方式の場合、JV構成員数の上限は5者とし、代表企業の出資割合は共同企業体のJV構成員中最大であること。</p> <p>イ 分担施工方式の場合は、代表企業と土建JVの2者で構成される共同企業体とする。この場合、土建JVは、後記4-(3)-③に定める建築物等施工企業1と建築物等施工企業2による共同企業体（共同施工方式）とし、建築物等施工企業1の出資割合は、共同企業体のJV構成員中最大であること。</p>

No.	頁	項目	修正後	修正前
			<p>2者で構成される分担施工方式の共同企業体とする。この場合、土建JVは、後記⑦ーイの設計JVと施工JVによる分担施工方式による共同企業体とし、代表者を建築物等施工企業1とする。施工JVは、建築物等施工企業1と建築物等施工企業2による共同施工方式の共同企業体とし、建築物等施工企業1の出資割合は、共同企業体のJV構成員中最大であること。</p> <p>⑦ 建築物等設計企業については、プラント設計施工企業又は建築物等施工企業1のいずれかが兼任しなければならない。建築物等設計企業に別の構成企業を充てる場合は、次のいずれかの要件を満たす設計JVを設立すること。</p> <p>ア 建築物等設計企業とプラント設計施工企業の2者で構成される共同履行方式による共同企業体とする。</p> <p>イ 建築物等設計企業と建築物等施工企業1の2者で構成される共同履行方式による共同企業体とする。</p> <p>⑧～⑭ (略)</p>	<p>⑧～⑭ (略)</p>
11	16-17	第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	<p>① プラント設計施工企業の要件 プラント設計施工企業は、次の要件を全て満たすこと。</p>	<p>① プラント設計施工企業 プラント設計施工企業は、次の要件を全て満たすこと。</p>

No.	頁	項目	修正後	修正前
		<p>4 入札参加者の備えるべき参加要件</p> <p>(1) 入札参加者の構成企業の入札参加資格要件 (個別事項)</p>	<p>ア 最新の沼津市入札参加資格者名簿 (以下「入札参加資格者名簿」という。)において、希望業種が「ごみ処理施設工事」及びこれに類する業種で掲載されていること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 本件工事において以下を満たす技術者を配置できること。</p> <p>ア) 技術者は、前記①－エの(ア)イ)ウ)エ)の要件を満たす工事と同じ施工経験を有していること。ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。</p> <p>イ)～ウ) (略)</p>	<p>ア 最新の沼津市入札参加資格者名簿 (以下「入札参加資格者名簿」という。)に登載されていること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 本件工事において以下を満たす技術者を配置できること。</p> <p>ア) 技術者は、前記①－エの工事と同じ施工経験を有していること。ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。</p> <p>イ)～ウ) (略)</p>
12	17	<p>第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>4 入札参加者の備えるべき参加要件</p> <p>(1) 入札参加者の構成企業の入札参加資格要件 (個別事項)</p>	<p>② 建築物等設計企業の要件</p> <p>設計JVを設立せず、プラント設計施工企業又は建築物等施工企業1が建築物等設計企業を兼務する場合は、イ以外の要件を全て満たすこと。また、設計JVを設立し、建築物等設計企業に別の構成企業を充てる場合は、当該企業は次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 最新の入札参加資格者名簿において、希望業種が「建築一般」で掲載されていること。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>② 建築物等設計企業の要件</p> <p>建築物等設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、建築物等設計企業は、①に示すプラント設計施工企業又は③に示す建築物等施工企業1が兼務すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 最新の入札参加資格者名簿に登載されていること。</p> <p>ウ (略)</p>

No.	頁	項目	修正後	修正前
13	17- 18	第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 4 入札参加者の備えるべき参加要件 (1) 入札参加者の構成企業の入札参加資格要件(個別事項)	③ 建築物等施工企業の要件 建築物等施工企業は、建築物等施工企業1と建築物等施工企業2で構成するものとし、建築物等施工企業2として参加する企業の数、3者を上限とする。建築物等施工企業1は、オ以外の要件を全て満たすとともに、建築物等施工企業2は、ウ、エ、カ以外の要件を全て満たすこと。 ア 最新の入札参加資格者名簿において、希望業種が「鉄骨造建築工事」、「鉄筋コンクリート造建築工事」及びこれに類する業種のいずれかで登録されていること。 イ～カ (略)	③ 建築物等施工企業の要件 建築物等施工企業は、建築物等施工企業1と建築物等施工企業2で構成するものとし、建築物等施工企業2として参加する企業の数、3者を上限とする。建築物等施工企業1は、オ以外の要件を全て満たすとともに、建築物等施工企業2は、ウ、エ、カ以外の要件を全て満たすこと。 ア 最新の入札参加者名簿に登録されていること。 イ～カ (略)
14	18	第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 4 入札参加者の備えるべき参加要件 (1) 入札参加者の構成企業の入札参加資格要件(個別事項)	④ 運営管理企業の要件 運営管理企業は、次の要件を全て満たしていること。運営管理企業として参加する企業数は1者を上限とする(代表企業が兼任する場合はこの限りではない)。 ア 最新の入札参加資格者名簿において、希望業種が「施設管理運営(ごみ処理施設)」、「施設管理運営(ごみ焼却施設)」及びこれに類する業種のいずれかで登録されていること。 イ～エ (略)	④ 運営管理企業の要件 運営管理企業は、次の要件を全て満たしていること。 ア 最新の入札参加者名簿に登録されていること。 イ～エ (略)

No.	頁	項目	修正後	修正前
15	28	別紙－1 図1-1		
16	29	別紙－1 図1-2		